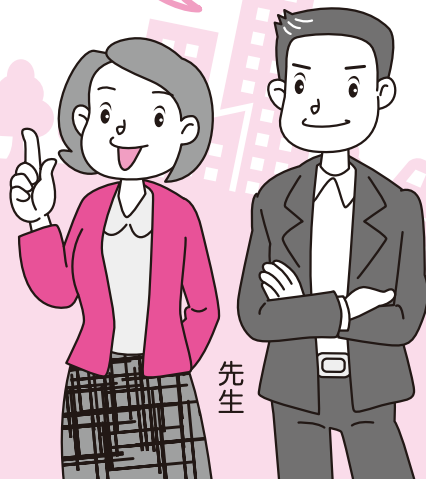


大切にしよう 子どもの権利

～小学4年生から6年生版～

わたしたち子どもが、
幸せに過ごすためには、
どんなことが
大切なのかな？

みんなが安心して、
自分らしく、様々なことを
学びながら成長するために
「子どもの権利条例」
というきまりがあるよ。
いっしょにみてみよう。



札幌市子どもの権利条例

(正式名称: 札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例)

札幌市には、子どもが毎日を幸せに過ごすことができるまちを目指した、
子どもの権利を大切にしていくためのきまり「子どもの権利条例」があります。

4年 組 名 前
5年 組
6年 組

～ 3年間使うので大切にしましょう ～

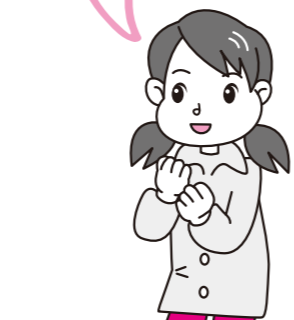
1 『子どもの権利』って何だろう？



「子どもの権利」
って、何だろう？

子ども… 17才までの人。ただし、18歳になっても高校3年生などは「子ども」としています。
権利… あることをする、またはしないことができる能力・自由 (出典「広辞苑(第六版)」)

一人だけの幸せではなく、
自分もまわりにいる人たちも
おたがいに幸せに過ごすために
必要なことなんだね。



1.あなたにとっての幸せって何だろう？

どんなことをしているときあなたはうれしい・楽しいかな？
うれしいこと・楽しいことを3つ書きましょう。

例	友だちと一緒にサッカーをして、ボールをけったり、シュートをきめたりしたとき。
①	
②	
③	

調べたよ!

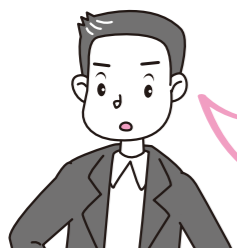
日本では、憲法(国のきまり)で、自由に平等に、人間らしく幸せに生きることは、すべての人に生まれたときからある権利として大切にされています。

札幌市では、子どもの権利が大切にされ、子どもが安心して、自分らしく、様々なことを学びながら成長することを願って条例がつけられました。



2.自分にとっての幸せは、みんなにとっても幸せかな？

1.で書いた①～③について、みんなにとっても、うれしいこと・楽しいことなのか考えてみましょう。



自分の幸せだけを考えて、
行動していないかな？

自分だけが楽しくても、
友だちがいやな思いを
したら…



例	サッカーをしたくない子もいたかもしれないな。
①	
②	
③	

3.条例では、子どもの権利を大きく4つの権利にまとめています。

- にあてはまる言葉を□の4つから選んで書きましょう。
- 2ページの1.で書いた①～③のことは、4つの権利のうち、どれとむすびつきそうですか？

□として生きる権利

- いじめられたり、差別されたりしない
- 愛情をもってはぐくまれる

□らしく生きる権利

- それぞれの性格や考え方など、その人らしさが大切にされる

□豊かに権利

- 学び、遊び、休む
- 夢に向かってチャレンジする

□する権利

- 自分に関係することに意見を言う
- 伝えた意見が大切にされる

例) 友だちと一緒にサッカーをして…

①

②

③

参加 安心 自分 育つ



子どもの権利条約

札幌市の条例のもとになる、
世界共通のきまりがあります!

1989年11月、世界の国の代表が集まる国際連合で、子どもが幸せにくらすことができるようになるために「子どもの権利条約」という国と国の「きまり」がうまれました。今では194の国々が、この条約を守ることを約束しています。(2014年8月現在。)

札幌市の条例は、この条約が目指していることを、札幌市の子どもにとってふさわしい方法で実現するためのものです。



さっぽろ子どもの権利の日

子どもの権利について、市民の関心を高めるため、11月20日を、「さっぽろ子どもの権利の日」としています。



2 「子どもの権利」はどうやって守られるんだろう？

1. 子どもの権利を守るための大人の役割

知りたいな！



子どもの最善の利益を考える

これは、大人が子どもにかかわることを決めるときは、将来のこともふくめて、子どもにとって、もっともよいことは何かを考えて決めるということです。そのためには、大人に、みんなの意見をつたえることも大切になりますね。

もしあなたが大人だったら、子どもの権利を守るためにどのようなことに気を付けますか？

第3章 子どもにとって大切な権利

第7条 この章に定める権利は、子どもが成長・発達していくために、特に大切なものとして保障されなければなりません。

2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければなりません。

2. 子どもの権利を守るために自分たちは何ができるかな？

考えてみよう！



子どもの権利を守るために子ども同士がおたがいにできることはどんなことでしょうか？

3. こんな時、どうする？

掃除を早く終わらせてくても、多少きたなくても「早く」にこだわって取り組むAさん。
掃除を早く終わらせても「きれい」でなくては意味がないと考え、時間をすぎても掃除に取り組むBさん。
どちらも、自分の意見を曲げずに言い合っています。グループの友だちとしてかかわっていたあなたは、AさんとBさんになんとアドバイスしますか？そして今後2人がどうなっていってほしいと思いますか？

Aさんへのアドバイス

Bさんへのアドバイス

こんなふうになってほしい

自分のことばかりを主張するのではなく、おたがいのことも考えることが大切ですね。



3 みんなには、どんな権利があるんだろう？

条例には、札幌の子どもにとってとくに大切な21項目の権利が定められています。これらは、条例づくりに参加した小学生から高校生までの子どもたちの意見を参考にまとめてられました。ページの下にすべての項目が書いてあります。

1. 安心して生きる権利

どんな理由があっても、子どもがいじめや差別を受けたり、心や体をきずつけられたりすることは、あってはならないことです。

もちろん、大人も、たとえ親や先生であっても、たたくなどの暴力をふるったり(体罰)、ひどいあつかい(虐待※)をすることは、ゆるされるものではありません。

すべての子どもが安心してすごせるまちを、子どもと大人、みんなで作っていきましょう！

※たたいて体をきずつけたり、言葉で心を深くきずつけたり、食事などの必要な世話をしなかつたりすること。

考えてみよう！

差別がなく、おたがいを大切にする安心な社会をつくろう！

人には障がいのあるなし、言葉や文化、住んでいる国、男女、考え方など、様々なちがいがああります。ただ、ざんねんなことに、そうしたちがいを理由として、世界でも、わたしたちの住む日本でも差別がおきています。みなさんのまわりには、差別はありませんか？

こうした差別をなくすためには、わたしたち一人ひとりが、それぞれのちがいをみとめ合うことが大切です。

だれもが安心してくらせて、育った文化などを大事にできるといいね。そのためには、おたがいにわかりあえることが大切なんだよ。



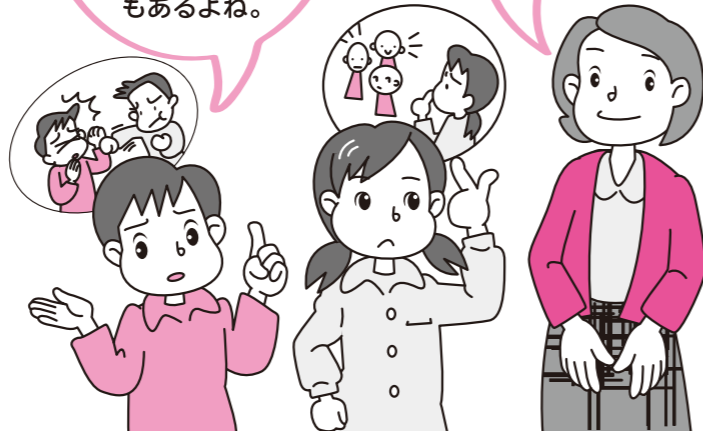
たとえば、アイヌ民族の子どもが、自分の文化や言葉を大切にすることは、大事な権利なんだね。

みんながみとめ合えるまちになればいいね。

たとえば！

いじめは暴力だけでなく、悪口や、なかまはずれとか、相手を苦しめることもあるよね。

くるしいときは、一人でなやまないで、だれかに相談しよう。



「安心して生きる権利」とピア・サポート

1. ピア・サポートとは

ピアとは「仲間」「友だち」、サポートとは「助ける」「支える」という意味です。こまったり、なやんだりした時に、友だちが助けてくれたり、支えてくれたりすると、安心して学校生活を送れますね。

2. 友だちを支える言葉

(1) ちくちく言葉

自分が言われていやだった言葉、きずついた言葉を書いてみよう。

- どちらがたくさん書けたかな？
- ちくちく言葉を言われたら、どんな気持ちになるかな？
- にこにこ言葉を聞くと、どんな気持ちになるかな？

(2) にこにこ言葉

自分が言われてうれくなる言葉、元気になる言葉を書いてみよう。

自分の学級や学校が、にこにこ言葉でいっぱいなら、とても安心して生活できるね。



3. 友だちともっと仲よくなる話の聴き方

◎ やってみよう！

二人ペアになって、Aさんは1分間話します。Bさんは、3つのきき方で話を聞きます。

- ① 目を合わさず、つまらなそうに聞く
- ② うでを組んで、えらそうに聞く
- ③ 「あいうえお」で聴く

①～③をそれぞれやってみよう。どのきき方が話しやすかったかな？

☆上手な聴き方で聴くと、話す人も話しやすいね！



「あいうえお」で聴こう！

あ い手の目をみて
い い姿勢で
う なずいて
え がおで
お わりまで聴こう！

4. あなたはどうする？

友だちが「Aさんが私たちの悪口を言っているらしい。もうAさんとは口をきかないようにしよう。」と言いました。あなたはどうしますか？



自分がされていやなことは、他の人にもしないことが、友だちや他の人の「権利」を守ることになります。



その人の個性や権利をふみにじるのが「いじめ」です。

安心して生きる権利

第8条 子どもは、安心して生きることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 命が守られ、平和と安全のもとに暮らすこと。
- (2) 愛情を持ってはぐくまれること。
- (3) いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること。
- (4) 障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないこと。
- (5) 自分を守るために必要な情報や知識を得ること。
- (6) 気軽に相談し、適切な支援を受けること。

2.自分らしく生きる権利

人には、それぞれの性格や考え方など、その人らしさ(個性)があります。個性は大切なものであり、人とちがっていることは、はずかしいことではありません。一人ひとりがかけがえのない存在なのです。

また、自分の思いや考えを表現することはすばらしいことです。自分の思いなどを、言葉や音楽、絵など、自分に合った方法で、自由に表現しながら、自分らしく成長していきましょう。

たとえば!



考えてみよう!

自分らしく生きるって、どういうこと!

人には、考え方や何かを大切に思う心など、様々な自分らしさや個性があります。みんなが自分のよいところをさがして、どんだんばしていくことが、自分らしく生きることに繋がっていきます。

また、自分の思いや考えを表現することは大事な権利ですが、だれもが自分らしさを大事にするためには、おたがいに相手を大切にすることが必要です。



思ったことなら、どんなことでも言っているのかな?

相手をきずつけることを言うのは権利ではないと思うよ。



そうだね。相手をきずつけることは、その人の権利をうばうことになるから、ゆるされないよ。おたがいに相手のことを思いやるのが大事だね。



自分らしく生きる権利

第9条 子どもは、自分らしく生きることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) かけがえのない自分を大切にすること。
- (2) 個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。
- (3) 自分が思ったこと、感じたことを自由に表現すること。
- (4) プライバシーが守られること。



「自分らしく生きる権利」と自分らしさ

1.伝えよう! 友だちの「自分らしさ」

① 同じグループの友だち全員について、よいところやがんばっているところを書いて、教え合しましょう。

友だちの名前	友だちのよいところやがんばっているところ

② 友だちが教えてくれた自分のよいところをメモしましょう。

教えてくれた友だちの名前	友だちから見た自分のよいところやがんばっているところ

2.見つけよう! ぼく・わたしの「自分らしさ」

自分でも「いいな」と思っている自分のよいところを書きましょう。

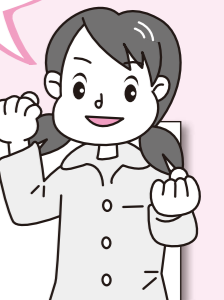
「自分らしさ」がたくさん見つかったかな?



3.かがやかせよう! ぼく・わたしの「自分らしさ」

自分のよいところをもっとかがやかせるために、これまでがんばってきたことや、これからがんばっていききたいことを書きましょう。

自分がやりたいこと、思ったことを自由に表現することも大切な権利なんだね。



3.豊かに育つ権利

みなさんは楽しくすごしていますか？好きなことをする時間や、友だちとすごす時間はありますか？

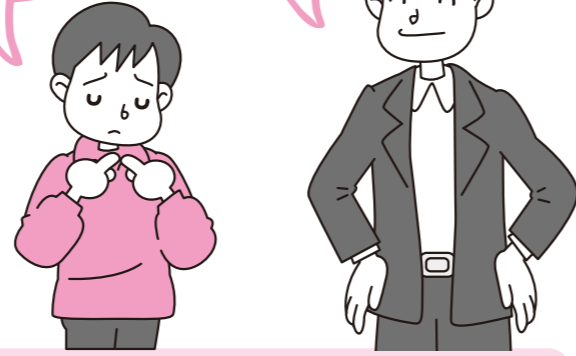
子どもは勉強したり、遊んだり、ときには失敗しながら、成長していきます。

また、芸術、文化、スポーツに親しむことや、地球環境の問題、札幌という雪国で暮らすための知恵など、子どもにとって必要なことを学ぶことも、子どもの権利です。

たとえば！

また失敗しちゃった。自信なくすなあ。

だいじょうぶ。また、チャレンジしよう。失敗もふくめて、いろいろな経験をして成長していくんだ。



考えてみよう！

自分を高める機会をさぐろう！

札幌市内には、芸術や文化、スポーツに親しむことができる施設がたくさんあります。みなさんはどんなことに興味がありますか？身近な場所に行ってみませんか？



興味のあることにどんどん取り組むことができるのも、大切な権利なんだよね。



豊かに育つ権利

第10条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育つことができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 学び、遊び、休息すること。
- (2) 健康的な生活を送ること。
- (3) 自分に関係することを、年齢や成長に応じて、適切な助言等の支援を受け、自分で決めること。
- (4) 夢に向かってチャレンジし、失敗しても新たなチャレンジをすること。
- (5) 様々な芸術、文化、スポーツに触れ親しむこと。
- (6) 札幌の文化や雪国の暮らしを学び、自然と触れ合うこと。
- (7) 地球環境の問題について学び、豊かな環境を保つために行動すること。

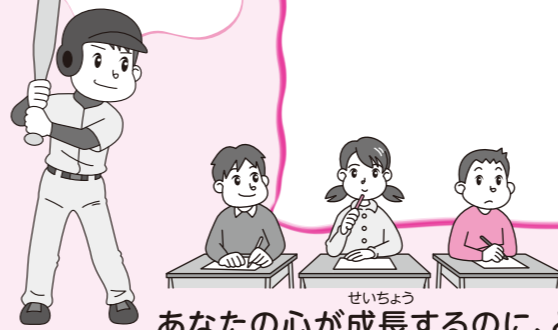
「豊かに育つ権利」と心の成長

わたしたちが育ってきた身の回りを見つめ直そう！

これまでの自分とくらべて、心が成長したと感じるところを書きましょう。

水や空気や栄養…わたしたちが生きていくためにかかせないものですが、それだけでわたしたちは大きくなってきてでしょうか。わたしたちの心の成長にかかせないものって何でしょう。思いつくものを書きましょう。

野球の練習でがんばったことが、あきらめない気持ちを大きくしたよ。



あなたの心が成長するのに、どんな人にお世話になったでしょうか。また、どんなことが心の成長につながったと思いますか。

お世話になった人	その内容
例) おばあちゃん	がんばったときに、いっしょによるこんでくれたことが自信につながった。



目立たないところでも、わたしたちの成長をささえてくれている人がたくさんいるよ。

わたしたちは、これまでもこれからも、決して一人で成長していくわけでは



4. 参加する権利

子どもにも、自分にかかわることについて、「こう思う」などと自分の考えを言う権利があります。

自分の考えや思いが、ほかの人とちがっていても心配することはありません。一人ひとりがちがうことは、当たり前のことなのです。たとえ、自分が考えたまどめにいらなくても、みんなが意見を出し合うことで、さらによい考えを思いつくこともできるのです。

たとえば!



参加してみよう!

いろいろなことに参加していこう!

学校の係活動や児童会に参加して意見を言ったり、ほかの人の意見について考えたり、話し合ったりすることは大事なことです。

こうした身近な活動はもちろん、地域で行われている行事の企画や、札幌市のまちづくりにも、機会があればどんどん参加してください。みんなの考えがもっともっと生かされるまちを目指しましょう。

児童会館子ども運営委員会

札幌市の児童会館やミニ児童会館には、利用のためのルールや、行事の計画などを子ども自身が考えて実行する子ども運営委員会があります。

子どもの考えは、それぞれの児童会館での行事や、地域といっしょに行うお祭りの企画など様々なことに生かされています。

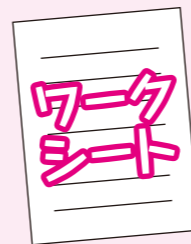
子どもが参加できる場所は、様々なところにあるよ。市の取組への参加やボランティア活動なども、その一つだね。



参加する権利

第11条 子どもは、自分にかかわることに参加することができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 家庭、育ち学ぶ施設、地域、行政等のあらゆる場で、自分の意見を表明すること。
- (2) 表明した意見について、年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされること。
- (3) 適切な情報提供等の支援を受けること。
- (4) 仲間をつくり、集まること。



「参加する権利」と話し合い活動

よりよい学級やよりよい学校にするために
みんなで話し合いたいこと、考えたいことはありませんか?

- こんなことをみんなでやってみたいな。
- みんながもっと仲よくなるためにこんなことを考えたいな。
- こまっていることがあるよ。みんなで解決したいな。

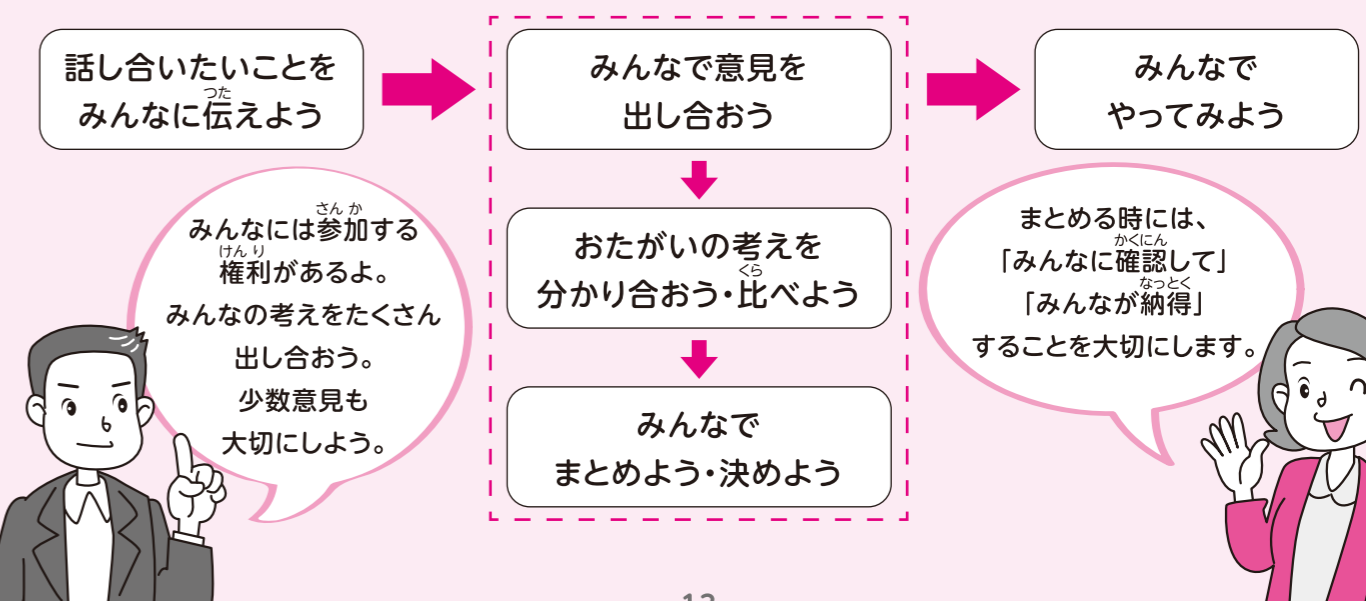
例

話し合う場面	話し合いたいこと・自分の考え
学級	休み時間にみんなが仲よく遊べる、ミニ集会をやってみたいな。
委員会	全校で、気持ちのよいあいさつを広げる活動をしたらどうか。

話し合う場面	話し合いたいこと・自分の考え

学級の活動や児童会の活動に進んで参加し、自分の考えを伝えましょう。
みんなで話し合うことによって、さらによい考えを生み出すことができます。

話し合い活動の進め方



みんなには参加する権利があるよ。みんなの考えをたくさん出し合おう。少数意見も大切にしよう。

まとめる時には、「みんなに確認して」「みんなが納得」することを大切にします。

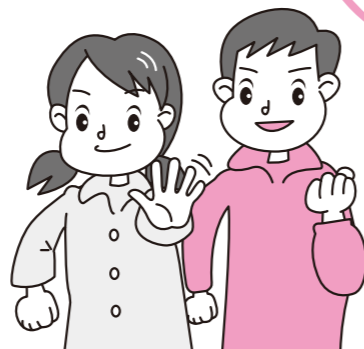


4 こまったときは相談しよう!

心配なくて
だいじょうぶ。
だれかに相談して
いいんだよ。



キミは一人じゃないよ。
なやみをきいてくれる人が
きつているよ。



学校のこと、おうちのこと、友だちのことなど、こまったときは、一人でなやまないで、まわりの人や身近な人に相談しましょう。

まわりの人や身近な人に相談しづらい場合は、いろいろな相談窓口があります。専門の人がいるので、安心して相談してください。

子どもの権利条例によって
できたところです

子どもアシストセンター (札幌市子どもの権利救済機関)

札幌市の「子どもの権利条例」では、権利が守られずになやんでいる子どもを助けるために、**子どもアシストセンター**がみなさんからの相談を受けて、いろいろなお手伝いをするについて定めています。
子どもアシストセンターでは、みなさんがこまっていることなど、どんなことでも相談を受けています。

くわしくは
右のページを
見てね!



他にも、こんな
相談窓口があります

その他の主な相談窓口

学校に相談しづらいことや、他の意見を聞きたいときなどには、次の窓口でも相談できます。

窓口の名前	たとえばこんな時	受付時間	電話番号
いじめ電話相談 (札幌市教育委員会)	いじめ、学校に行きづらいなど	月～金 9:00～17:00	0120-127-830
		24時間受付	0120-0-78310 (全国統一の教育相談ダイヤル)
子ども専用電話 チャイルドライン	こまっていることや、 うれしいことなど何でも	毎日 16:00～21:00	0120-99-7777

さっぽろしこ けんりきゆうさいきかん
札幌市子どもの権利救済機関

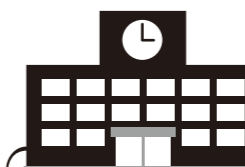
子どもアシストセンター

学校のこと、おうちのこと、友だちや自分のことなどで、「いやだな」「どうしたらいいのかな」とこまったこと、相談してみませんか。

たとえば・・・



友だちとうまく
いっていない・・・



先生にうまく
つたえられない・・・



おうちの人が
わかってくれない・・・

みんなの気持ちをきいて、
どうしたらよいか、
いっしょに考えるよ!



ハッピー

相談してみよう!

相談できる
時間

月曜日～金曜日 午前10:00～午後8:00
土曜日 午前10:00～午後4:00

●日曜日・祝日・年末年始はお休みです。
●LINEでの相談受付は終了30分前までです。

電話する



みんなのなやみ
☎ 0120-66-3783
(子ども専用 通話料無料)

つながらないとき・大人の方は
011-211-3783

LINEする



こちらをよみとって
友だちとうろく
してね!

メールする



assist@city.sapporo.jp



こちらをよみとると
かんたんにアクセス
できるよ!



ホームページURL

会って話す



札幌市中央区南1条東1丁目
大通バスセンタービル1号館6階

ひみつはかならず
守るよ!

なまえを言いたくないときは
言わなくてもいいんだよ。

好きな方法で相談してね!



まとめ

1 子どもの権利

子どもの権利は、みなさんが、毎日を生き生きとすごし、自分らしく伸び伸びと成長し、発達していくため、大切なものです。

札幌市では、「子どもの権利条例」というきまりをつくり、子どもにとって大切な21の権利を、大きく次の4つの権利に分類しています。

安心して生きる権利

- ◎いじめられたり、差別されたりしない
- ◎愛情をもってはぐまれる

自分らしく生きる権利

- ◎それぞれの性格や考え方など、その人らしさが大切にされる

豊かに育つ権利

- ◎学び、遊び、休む
- ◎夢に向かってチャレンジする

参加する権利

- ◎自分に関係することに意見を言う
- ◎伝えた意見が大切にされる

2 子どもの権利が守られるために

大人 (おうちの人、学校の先生たち、住んでいる地域の人など)

子どもの権利を守ることは、大人の役割です。大人が、子どもにかかわることを決めるときは、子どもにとって、もっともよいことは何かを考えて決めることが大切です。

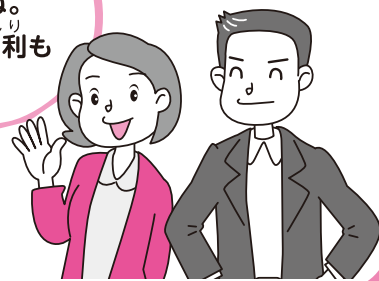
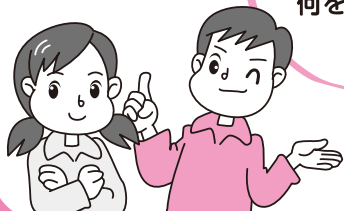
子ども みなさんには大切な権利があります。自分自身の権利を大切にすると同じように、ほかの人の権利も大切にすることがあります。

3 こまったときは相談しよう

学校のこと、おうちのこと、友だちのことなど、こまったときは、一人でなやまないで、身近な人に相談しましょう。

権利とワガママはちがうから、いつでも好きなときに何をしてもいいということではないよね。

子どもの権利って、とても大事だし、どれも当たり前のことだね。自分の権利も、ほかの人の権利も大切にしていこう。



令和5年8月発行

札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館3階

電話 011-211-2942 ファクス 011-211-2943

Eメール kodomo.kenri@city.sapporo.jp

ホームページ <https://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/index.html>

編集協力 札幌市教育委員会